

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 告示	
○ 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件四件	五〇
○ 計量器の定期検査を実施する件	五五
○ 公有水面埋立てについて免許した件	五六
公 告	
○ 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件	五七
○ 一般競争入札を行う件	五八
福 島 県 公 安 委 員 会	
○ 道路交通法により運転免許取得者教育の認定をした件二件	五〇

告 示

福島県告示第六百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年九月七日から平成三十一年一月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年九月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン野田 福島県福島市野田町四丁目三三七番二ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり

（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日

別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成三十年八月二十四日

五 届出をした者

株式会社ヨークベニマル

三菱UFJリース株式会社

株式会社しまむら

（別紙書面）は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。（商業まちづくり課）

福島県告示第六百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年九月七日から平成三十一年一月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年九月七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二三四番地ほか
- 二 変更した事項
1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三菱UFJリース株式会社

代表取締役 白石 正

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

（変更後）三菱UFJリース株式会社

代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）マックスバリュ南東北株式会社

代表取締役 熊谷 美知雄
宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号
(変更後) マックスパリュ南東北株式会社
代表取締役 大南 淳二

三 変更した年月日

宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十九年六月二十九日

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十八年十月二十四日

届出年月日
平成三十年八月二十四日

五 届出をした者
三菱UFJリース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年九月七日から平成三十一年一月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年九月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニクロいわき平店 福島県いわき市平谷川瀬三丁目八番八ほか

二 変更した事項

1 大規模小売店舗の所在地

(変更前) 福島県いわき市平南第二土地区画整理事業五四街区二
(変更後) 福島県いわき市平谷川瀬三丁目八番八ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 三菱UFJリース株式会社
代表取締役 白石 正

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

(変更後) 三菱UFJリース株式会社
代表取締役 柳井 隆博

東京都千代田区丸の内一丁目五番一号

三 変更した年月日

1 大規模小売店舗の所在地 平成三十年二月二十四日
2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成二十九年六月二十九日

四 届出年月日

平成三十年八月二十四日

五 届出をした者
三菱UFJリース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成三十年九月七日から平成三十一年一月七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成三十年九月七日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア マツモトキヨシ笹谷店 福島県福島市笹谷字東中條一四番地六ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二三号

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田 泰徳

東京都千代田区神田三崎町三丁目三番二三号

三 変更した年月日

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成三十年一月一日

四 届出年月日

平成三十年八月二十四日

五 届出をした者
芙蓉総合リース株式会社

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百九十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成三十年九月七日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査
福島県知事 内堀 雅雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
双葉郡川内村	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	一〇月一〇日 午後二時から 午後四時まで	川内村複合施設 ゆふね
同 郡 楡葉町		一〇月二一日 午前一〇時から 午前一一時三〇分まで	楡葉町コミュニティセンター
同 郡 葛尾村		同 午後二時から 午後三時まで	葛尾村村民会館
右に掲げる町村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	一〇月二二日から一一月九日まで（火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
双葉郡楡葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町	非自動はかり、分銅及びおもり	一一月一日から一二月二一日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

葉町、同郡浪江町及び葛尾村

（計量検定所）

福島県告示第六百九十六号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定により、公有水面埋立について、次のとおり免許した。
平成三十年九月七日

一 免許を受けた者の氏名及び住所又は名称及び事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
福島県知事 内堀 雅雄

1 名称
福島県
事務所所在地 福島県福島市杉妻町二番一六号

2 代表者の氏名
福島県知事 内堀 雅雄
住所 福島県福島市杉妻町五番五五号

二 免許の年月日
平成三〇年八月二七日

三 埋立区域の位置、区域及び面積

1 位置
福島県双葉郡浪江町大字請戸字北久保五三番地、一一〇番地、八八番地、同大字請戸字川原七一番地、七二番地及び七三番地の地先公有水面

2 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 請戸四等三角点（北緯三七度二八分五五秒七三三、東経一四一度一三六秒四七五三）から八二度二二分三八秒、一、三〇六・〇六メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二八八度四三分一〇秒、八四・三七メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から二七一度二一分六秒、二二・〇〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から二六一度四分四〇秒、七四・一三メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一七一度三九分四〇秒、一三・九九メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から八一度三八分一七秒、〇・三二メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から二六一度五分一八秒、三・三二メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から二六八度二八分三二秒、七・〇一メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一度八分五九秒、三・四三メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から八一度三七分五七秒、〇・五〇メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から三五一度二八分三秒、一三・五〇メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から二六一度四三分四秒、一〇一・四〇メートルの地点

- 3 面積
- ②7の地点 ②6の地点から九七度五六分一秒、一三・二二メートルの地点
 - ②5の地点 ②4の地点から一〇三度二九分四二秒、二〇・〇八メートルの地点
 - ②4の地点 ②3の地点から一〇三度二九分五九秒、二〇・〇七メートルの地点
 - ②3の地点 ②2の地点から一〇五度一七分三九秒、九・〇五メートルの地点
 - ②2の地点 ②1の地点から一〇二度五四分四三秒、二〇・〇五メートルの地点
 - ②1の地点 ②0の地点から一〇五度二七分四〇秒、二〇・〇一メートルの地点
 - ②0の地点 ①9の地点から一〇七度二四分四〇秒、二一・六二メートルの地点
 - ①9の地点 ①8の地点から一〇七度三七分五五秒、四・一八メートルの地点
 - ①8の地点 ①7の地点から一一〇度五九分四五秒、一八九・一九メートルの地点
 - ①7の地点 ①6の地点から一一一度四分二七秒、三一・六二メートルの地点
 - ①6の地点 ①5の地点から一二度二分二一秒、八五・九七メートルの地点
 - ①5の地点 ①4の地点から一二度五分三四秒、三〇・八二メートルの地点
 - ①4の地点 ①3の地点から一二度五〇分二六秒、四〇・三四メートルの地点
 - ①3の地点 ①2の地点から二九三度九分五四秒、六〇・三五メートルの地点

四 埋立てに関する工事の施行区域の位置、区域及び面積

1 位置

福島県双葉郡浪江町大字請戸字北久保五三番地、一一〇番地、八八番地、同大字請戸字川原七一番地、七二番地及び七三番地の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 請戸四等三角点（北緯三七度二八分五五秒七三三二、東経一四一度二分三六秒四七五三）から八二度四七分二二秒、一、三〇四・四八メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から二八九度一〇分九秒、五五・七五メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から二八四度二四分一八秒、一九・九八メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から二七七度五一分四九秒、一七・五〇メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から二七一度三分一〇秒、二一・二五メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から二六四度一分二九秒、一九・七七メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から二六二度〇分三一秒、四四・三六メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から一七一度三九分四〇秒、一〇・〇七メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から八一度三八分一七秒、〇・三二メートルの地点
 - ⑩の地点 ⑨の地点から二六一度五五分一八秒、三・三二メートルの地点
 - ⑪の地点 ⑩の地点から二六八度二八分三二秒、七・〇一メートルの地点
 - ⑫の地点 ⑪の地点から一度八分五九秒、三・四三メートルの地点
 - ⑬の地点 ⑫の地点から八一度三七分五七秒、〇・五〇メートルの地点

3 面積

- ③2の地点 ③1の地点から九七度五六分〇秒、一六・九三メートルの地点
- ③1の地点 ③0の地点から九七度五六分一秒、一三・二二メートルの地点
- ③0の地点 ②9の地点から一〇〇度二九分四二秒、二〇・〇八メートルの地点
- ②9の地点 ②8の地点から一〇三度二九分五九秒、二〇・〇七メートルの地点
- ②8の地点 ②7の地点から一〇五度一七分三九秒、九・〇五メートルの地点
- ②7の地点 ②6の地点から一〇二度五四分四三秒、二〇・〇五メートルの地点
- ②6の地点 ②5の地点から一〇二度五四分四三秒、二〇・〇五メートルの地点
- ②5の地点 ②4の地点から一〇七度二七分四〇秒、二〇・〇一メートルの地点
- ②4の地点 ②3の地点から一〇七度二七分四〇秒、二〇・〇一メートルの地点
- ②3の地点 ②2の地点から一〇七度二七分四〇秒、二〇・〇一メートルの地点
- ②2の地点 ②1の地点から一〇七度二七分四〇秒、二〇・〇一メートルの地点
- ②1の地点 ②0の地点から一一〇度五九分四五秒、一八九・一九メートルの地点
- ②0の地点 ①9の地点から一一一度四分二七秒、三一・六二メートルの地点
- ①9の地点 ①8の地点から一二度二分二一秒、八五・九七メートルの地点
- ①8の地点 ①7の地点から一二度五分三四秒、三〇・八二メートルの地点
- ①7の地点 ①6の地点から一二度五〇分二六秒、四〇・三四メートルの地点
- ①6の地点 ①5の地点から一二度五〇分二六秒、四〇・三四メートルの地点
- ①5の地点 ①4の地点から二六一度四分三三秒、七〇・三二メートルの地点
- ①4の地点 ①3の地点から二六一度四分三三秒、七〇・三二メートルの地点
- ①3の地点 ①2の地点から三五一度二八分三秒、一〇・〇九メートルの地点

五 埋立地の用途

工作物用地、漁港機能施設用地

(港湾課)

公 告

公告第百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年九月七日

福島県知事 内堀雅雄

- | | |
|----------|------------------|
| 土地改良区の名称 | 住所 |
| 福島市土地改良区 | 福島市松川町水原字三合内八三番地 |
| 退任した役員 | |
| 氏名 | 氏名 |
| 茂木 賢一郎 | 賢一郎 |
| 就任した役員 | |
| 茂木 賢一郎 | 賢一郎 |

役別
理事
加藤 氏名
宗平

住所
福島市松川町水原字屋敷田二一番地の一

(農村計画課)

公告第199号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年9月7日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 安定同位体比質量分析システム 1式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月29日（金）
- (4) 納入場所 福島県水産海洋研究センター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年10月2日

(火) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年10月2日(火)午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年9月7日(金)から同年10月2日(火)まで(土曜日、日曜日、同年9月17日及び同月24日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙16枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年9月14日(金)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年9月14日(金)午前10時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年10月19日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月18日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Stable Isotope Ratio Mass Spectrometer System 1set

(2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m., 19 October 2018

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 18 October 2018

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

福島県公安委員会告示第53号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年 9 月 7 日

福島県公安委員会委員長 洪 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名 称	住 所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
株式会社 郡山自動車学校	福島県郡山市田村町 金屋字マセロ53番地	小川 則雄	郡山自動車学校	福島県郡山市田村町 金屋字マセロ53番地
西部自動車株式会社	福島県郡山市富田町 字稲川原40番地	丹治 洋	西部自動車学校	福島県郡山市富田町 字稲川原40番地
株式会社 中央総合自動車学校	福島県郡山市大槻町 字新池下1番地	今野 正仁	中央総合自動車学校	福島県郡山市大槻町 字新池下1番地

- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称

- (1) 株式会社郡山自動車学校

ア 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程

- イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程
- (2) 西部自動車株式会社
 ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等教育課程
 イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等教育課程
- (3) 株式会社中央総合自動車学校
 ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 認定高齢運転者講習
 イ 規則第1条第6号に掲げる課程 認定更新時講習
- 3 認定年月日
 平成30年2月2日

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第54号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定をした。

平成30年9月7日

福島県公安委員会委員長 渋 佐 克 之

- 1 運転免許取得者教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者教育の業務を行う施設の名称及び所在地

名 称	住 所	代表者の氏名	施設の名称	施設の所在地
有限会社 保原自動車学校	福島県伊達市保原町 字泉町65番地	金子 泰弘	保原自動車学校	福島県伊達市保原町 字泉町65番地
株式会社 福陽自動車教習所	福島県いわき市錦町 上川田19番地	佐久間 裕一	福陽自動車教習所	福島県いわき市錦町 上川田19番地

- 2 認定をした運転免許取得者教育の課程の区分及び名称
- (1) 有限会社保原自動車学校
 ア 運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習と同等の課程
 イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習と同等の課程
- (2) 株式会社福陽自動車教習所
 ア 規則第1条第3号及び第6号に掲げる課程 高齢者講習同等課程
 イ 規則第1条第6号に掲げる課程 更新時講習同等課程
- 3 認定年月日
 平成30年5月21日

(運転免許課)